

勤務条件徹底解説！

- 給与・休暇・福利厚生 -

給与制度の基本

- 1 給料月額が段階的に(職務の級に応じて)決められています。
- 2 「教職調整額」や「給料の調整額」が支給されます。
- 3 要件に該当すれば、手当が支給されます。
- 4 前年度の勤務成績に基づき昇給します。

(教育職給料表)



- ※ 「教職調整額」は、校長、副校長以外の教員に支給されます。
- ※ 「給料の調整額」は、特別支援教育に従事するものに支給されます。

どんな手当をもらえるの？

令和5年4月1日現在

手当名	概要
地域手当	23区、多摩地域に在勤する場合は、給料の月額(給料月額+教職調整額(+給料の調整額))と扶養手当、管理職手当の合計額の20%が支給されます。 ※都外地域(千葉県、静岡県)は12%、島しょ地域は0%(都外地域及び島しょ地域の新規採用者には特例があります。)
扶養手当	扶養親族のある職員に生計費の一助として扶養親族1名につき3,000円～13,000円が支給されます。 ※扶養親族(年収130万円未満)の生計を主として職員が維持している場合に支給されます。
住居手当	住居費の一部を補助するために15,000円が支給されます。 ※35歳未満、世帯主等、賃貸借契約の契約者、15,000円以上の家賃の支払いという要件を全て満たしている職員に支給されます。
期末手当 (民間のボーナスに相当するもの)	6月、12月に1.20か月(合計2.40か月)分が支給されます。 ※校長、副校長はそれぞれ1.00か月(合計2.00か月)が支給されます。
勤勉手当 (民間のボーナスに相当するもの)	6月、12月に職員の勤務成績(成績率)に応じて支給されます。(成績率調整前はそれぞれ1.075か月(合計2.15か月)) ※校長、副校長は1.275か月(合計2.55か月)

※上記は主な手当を紹介しています。上記のほかに通勤手当など様々な手当があります。

年収って実際どれくらい？

令和5年4月1日現在

- 1年目(2級職)の年収:約387万円 (うちボーナス 約81万円)
- 5年目(2級職)の年収:約486万円 (うちボーナス 約130万円)
- 10年目(3級職)の年収:約586万円 (うちボーナス 約161万円)
- 15年目(4級職)の年収:約721万円 (うちボーナス 約201万円)

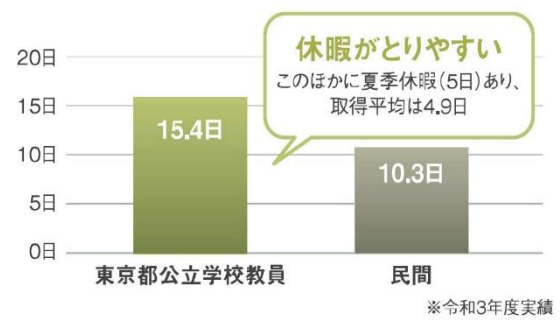
- ※ 2級職は教諭、3級職は主任教諭、4級職は主幹・指導教諭
- ※ 10年目、15年目は、制度上の最速で昇任した場合の年収
- ※ ボーナスは期末手当・勤勉手当の合計額

どんな休暇があるのか教えて！

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(17種類)、介護休暇の4種類があります。

年次有給休暇は、入都初年度から入都月に応じて最大 20 日を付与、次年度以降も一律 20 日を付与されます。

■ 年次有給休暇の一人あたりの平均取得日数



特別休暇はどんな休暇？

特別の事情により、勤務しないことが相当である場合に取得できる休暇になります。主な特別休暇を紹介します。






令和5年4月1日現在

	特別休暇名	概要
妊娠中	妊娠出産休暇	産前は6週間以上、産後は8週間以上の休暇が取得できます。ただし通算で16週間以内になります。
	妊娠症状対応休暇	妊娠の全期間を対象として、10日以内の休暇が取得できます。
	母子保健健診休暇	妊娠中に9回以内と出産後に1回又は、妊娠中に10回以内の休暇が取得できます。
	妊婦通勤時間	母子手帳等の交付から妊娠出産休暇に入るまで、原則、勤務の始めと終わりにそれぞれ30分の休暇が取得できます。
育児中	育児時間	子供が1年3か月になるまでの間、原則、1日2回(それぞれ45分以内)の休暇が取得できます。
	出産支援休暇	出産直前から出産日の翌日までのいずれかから2週間以内で2日以内の休暇が取得できます。
	育児参加休暇	出産日の翌日から1年間までの期間に5日以内の休暇が取得できます。 ※養育の必要がある子がいる場合は、出産予定日の8週間前から出産後1年間まで取得できます。
	子どもの看護休暇	子供の看護等を必要とする場合に、子供が12歳に達する日(小学校修了した日)以後の3月31日までの期間で1年間(1暦年)に5日以内の休暇が取得できます。
その他	慶弔休暇	職員が結婚した場合又はパートナーシップ関係となった場合には7日間、職員の関係者(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等)が亡くなった場合には、職員との関係性に応じた日数の休暇が取得できます。
	夏季休暇	7月1日から9月30日までに5日間の休暇が取得できます。
	長期勤続休暇	勤務が15年に達する場合は2日以内、25年に達する場合は5日以内の休暇が取得できます。
	短期の介護休暇	配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で介護を必要とする場合に、1年間(1暦年)に5日以内の休暇が取得できます。

※上記以外にも災害休暇、ボランティア休暇などの特別休暇があります。

子育てなどで利用できる休暇等を教えて！

		妊娠中	0歳～	1歳～	2歳～	3歳～	小学生
女性職員	妊娠症状対応休暇(有給)						
	母子保健健診休暇(有給)						
	妊婦通勤時間(有給)						
	産前は6週間以上 妊娠出産休暇(有給) 産後は8週間以上(産前、産後で16週以内)						
女性・男性職員		出産	育児時間(有給)	1歳3か月まで			
		育児休業(無給) ※育児休業手当金あり(限度あり)				3歳まで	
		育児短時間勤務(勤務時間に応じた給与を支給)				小学校就学前まで	
		部分休業(休業時間分を減額して給与を支給)				小学校就学前まで	
		子どもの看護休暇(有給)				小学校終了の3/31まで	
		時差勤務					
男性職員		出産支援休暇(有給)	出産直前から出産日の翌日までのいずれから2週間以内				
		育児参加休暇(有給)	出産日の翌日から1年間までの期間に5日以内の休暇が取得できます ※養育の必要がある場合は、出産予定日の8週間前から取得可				

※出産支援休暇、育児参加休暇は、女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合も取得可能です。

育児休業(育業)はどんな制度？

3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで休業することができる制度です。(一定の要件あり)

妊娠出産休暇や育児休業を取得する際には、その期間中、代わりとなる教員が配置されるので、安心して出産準備や子育てをすることができます。

詳しくは、右のQRコードの「両立支援ハンドブック」で確認できます。



■ 女性の育児休業の取得状況



東京都教育委員会では仕事と子育ての両立を応援しています。

東京都では、社会全体で子供を大切にする気運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりを目指し、育休(育児休業)の愛称を「育業」としました。

「育業」は、「育児のために仕事を休む」のではなく、「**大事な仕事である育児に取り組む**」と考えるマインドチェンジを進め、**男女を問わず望む人誰もが「育業」できる社会を目指しています。**

給与や休暇以外にも生き生きと働く上で大事なこと—東京都の福利厚生制度について、当ブースで解説いたします！

健康、育児、退職といったライフステージにおける様々な福利厚生制度について、皆さんの疑問にお答えいたします！

福利厚生ってどんなもの？

福利厚生とは、先生やご家族に対して給与などの他に提供する支援やサービスのことです。

福利厚生制度の一例

一例として、東京都では以下のような制度をご用意しています。

	福利厚生	概要
健康維持	人間ドック	人間ドックを受診される際の検査料金を一部助成します。
	かがやきメイド健康診断	被扶養者の方向けの健康診断です。
	スポーツクラブ利用補助	利用1回ごとに利用料金を一部補助します。
	ヘルスタ！	コンテンツ盛りだくさんの参加費無料の健康づくりイベントです。
病気・ケガの支援	高額医療費	ご本人や扶養家族の方の医療費が一定額を超えると、超えた分の給付が受けられる制度です。
	傷病手当金	病気やケガで長期に勤務することができなくなった場合、1年6か月の間、一定の給付が受けられる制度です。
	年金	高齢になった時のほか、障害を負ったときや亡くなったときも、支給されます。
出産・育児支援	出産費(出産育児一時金)	先生や先生の被扶養者が出産をした際、50万円が支給される制度です(公立学校共済組合員であれば+5万円)。
	育児休業手当金	お子さんが1~2歳に達するまでの間、育休中の方は手当金を受け取ることができます。
	時短勤務の特例措置	育児に伴い部分休業を取得した際は、その時の給与の減額が将来の年金額に影響しないようにいたします。
その他	退職手当	勤続年数・退職時の職層などに応じて、退職手当が支給されます。
	住宅探し支援	仲介手数料割引や月々の家賃割引等の特典を受けることができます。